

相談日の設置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員からの就業並びに健康管理等及びその他の事柄に係る相談を受ける相談日を設け、もって会員の就業促進及び会員の状況把握に努めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 相談日においては、次の事項について対応する。

- (1) 会員からの就業に関する各種相談
- (2) 会員からの健康管理に関する相談
- (3) 会員からの就業環境等に関する相談
- (4) 就業、健康等に関する各種情報の収集・提供
- (5) 関係機関との情報交換及び連絡
- (6) その他必要な業務

(相談員)

第3条 相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は就業調整委員（常務理事を除く。）があたる。

3 相談員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、相談員を辞任した場合は、新たに相談員を選出する。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(相談窓口の設置場所)

第4条 相談窓口は、原則としてセンター事務所に開設する。

2 地域班班長等から相談の開設について要請があった場合は、センター事務所以外の場所でも開設することができる。

(相談日決定)

第5条 開設日は、理事会で決定し、センター会報などで周知する。

(各種相談への対応)

第6条 相談員は、各種相談に対し、相談記録票（様式第1号）を作成し、次のとおり対応する。

- (1) 就業に関する相談については、相談内容を常務理事に報告する。
- (2) 専門的な相談については、事務局を通じて対応する機関を確認し、関係各機関を紹介する。
- (3) その他各種相談については、常務理事に報告し、適切な対応を依頼する。

(理事会への報告)

第7条 常務理事は、相談内容を理事会へ報告する。

(秘密の保持)

第8条 相談員は、各種相談に誠実公正に対応するとともに、対応上知りえた事柄をいかなる者にも漏らしてはならない。

(相談員の解任)

第9条 相談員が前項の規定に反したことが判明した場合は、解任することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則 (平成16年9月2日制定)

この規程は、平成16年9月2日から施行する。

附 則 (平成24年5月18日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。